

広島県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和七年広島県告示第二十二号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

因島瀬戸田都市計画火葬場事業二号瀬戸田斎場

三 事業施行期間

令和七年一月九日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし